

様式第1号(第4条関係)

	登録番号																														
<p>資源ごみ回収団体届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>登米市長 様</p> <p style="text-align: right;">実施団体名 _____</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名 _____ (印)</p> <p style="text-align: right;">電 話 _____</p> <p>登米市資源ごみ回収報奨金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 参加世帯数 世帯</p> <p>2 資源ごみ回収実施予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;"></th> <th style="width: 25%; color: red;">実施又は予定日</th> <th style="width: 25%;"></th> <th style="width: 25%; color: red;">実施又は予定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>年 月 日</td> <td>第7回</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>年 月 日</td> <td>第8回</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>年 月 日</td> <td>第9回</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>年 月 日</td> <td>第10回</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>第5回</td> <td>年 月 日</td> <td>第11回</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>第6回</td> <td>年 月 日</td> <td>第12回</td> <td>年 月 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 報奨金の支払方法(支払方法について希望する番号を○で囲んでください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">(1) 現金</td> <td style="width: 80%;"> (2) 口座振込 金融機関名 支店名 預金種別 普通・当座 口座番号 口座名(フリガナ) () </td> </tr> </table> <p>4 指定回収業者の有無 (1) ある (2) ない</p>			実施又は予定日		実施又は予定日	第1回	年 月 日	第7回	年 月 日	第2回	年 月 日	第8回	年 月 日	第3回	年 月 日	第9回	年 月 日	第4回	年 月 日	第10回	年 月 日	第5回	年 月 日	第11回	年 月 日	第6回	年 月 日	第12回	年 月 日	(1) 現金	(2) 口座振込 金融機関名 支店名 預金種別 普通・当座 口座番号 口座名(フリガナ) ()
	実施又は予定日		実施又は予定日																												
第1回	年 月 日	第7回	年 月 日																												
第2回	年 月 日	第8回	年 月 日																												
第3回	年 月 日	第9回	年 月 日																												
第4回	年 月 日	第10回	年 月 日																												
第5回	年 月 日	第11回	年 月 日																												
第6回	年 月 日	第12回	年 月 日																												
(1) 現金	(2) 口座振込 金融機関名 支店名 預金種別 普通・当座 口座番号 口座名(フリガナ) ()																														

(注)

- 1 口座振込の金融機関は、登米市指定金融機関及び登米市収納代理金融機関とします。
- 2 実施予定日以外に資源ごみ回収を実施する場合には、事前に連絡してください。